

令和 2 年度第 2 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和 2 年 11 月 25 日（水）15：25～16：45
開催場所	太宰府市役所 3F 庁議室
出席委員	徳永弘志(会長) 坂本徹(副会長) 三輪貴代 中村ミドリ 【欠席】古賀章代
出席職員	前田勝一郎 都市計画課都市計画係長
事務局	山口辰男 文書情報課長 宮崎薫 文書情報課文書情報係長 岡村真澄 文書情報課主任主事
傍聴人	2 名

筑紫野太宰府消防組合情報公開・個人情報保護審議会（15：00～15：20）終了後開催事務局から連絡（進行：宮崎係長）

- ① 開会あいさつ
- ② 出席者が過半数を超えている(4名出席)ため、審議会成立の確認。
- ③ 会の進行を会長に依頼

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～（進行：徳永会長）

【会長】

本日は傍聴の許可をしておりますので、ご報告いたします。傍聴される方は、お手元の「傍聴される際の注意事項」をお守りください。また、審議の内容によっては一時退室をお願いすることもございますのでご了承ください。

審議会の途中、入退室される場合は、極力お静かにお願いいたします。お手元の資料につきましては審議会終了後、回収させていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

議題 1 令和 2 年度個人情報ファイル登録票等関係帳票の見直しについて

資料 1 令和 2 年度個人情報ファイル登録票確認 見直し点一覧

【会長】

それでは議題 1 の「令和 2 年度個人情報ファイル登録票等関係帳票の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ご説明いたします。

文書情報課では各課が保有する個人情報ファイル登録票の見直しを不定期に行っています。今年度は 8 月末に各課に確認依頼を出し、見直しを行いました。各課から報告されました追加、修正等について、先にお送りいたしました資料 1、1 ページから一覧にまとめました。

通常ですとファイル登録票にて修正か所を確認いたしますが、見直しにより確認された項目が多かったため、今回一覧とさせていただきます。一覧表としますの

は初めてであったため、補足資料として数件抜粋させていただいたものを資料と一緒に送付させていただきました。

1 ページの一覧表の見方ですが、左端から通し番号、部署番号、部署名、ファイル名、修正箇所、修正内容、修正理由となっています。

わかりにくい部分もあるかと思しますので、今日はプロジェクターをご用意しています。修正しましたファイル登録票をご覧になることもできます。

なお、事業の詳細等、ご質問内容によりましては、文書情報課でお答えが難しい部分もあるかと思しますので、その際はお預かりして、担当課に確認後、改めてご回答差し上げたいと思います。

【会長】

資料1だけでは内容が掴みづらいかと思しますので、一部のファイル登録票を抜粋した追加資料を事務局に作成してもらいました。例えば追加資料の1ページ目、「叙勲事務」についてですが、収集項目のうち、「学業・学歴」に新規にチェックが入っています。これは、今回新規にこの項目の収集を始めたということですか、それとも以前から収集はしていたが、登録し忘れていたということですか。

【事務局】

登録が漏れていたということです。

【委員】

この一覧の表記では、登録漏れなのか、新規に収集を始めたのかどうかの区別が分かりにくいですね。同じく「叙勲事務」の「本籍・国籍」も、登録が漏れていたということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【委員】

一覧に「見直しによる」とありますから、そうなのでしょうね。「追加」という表記から新規に収集を始めたのかという印象を受けますが、登録漏れということです。

資料1の通し番号41～45の「国民健康保険税事務」についてですが、記録項目の「印影」が追加になっていますね。これも新規に収集を始めたということではなく、以前から収集していたが登録が漏れていたということですね。

この目的外利用等記録票ですが、かなりの項目が修正になっていますね。これももともと目的外利用していたが、チェックが漏れていたということでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

一覧中、「印影」がいくつも出てきますが、これは実印や銀行印ということでしょうか。それともいわゆる三文判のことでしょうか。

【事務局】

ここでの「印影」は実印等ではなく、申請書の名前横などに押印する、通常の認印のようなものだと思います。

【委員】

押印廃止が言われているのに、印影を追加で収集する必要はあるのでしょうか。

【事務局】

国保年金課で受付けする場合の話ですが、免許証や個人番号カード等で本人確認をし、申請書に署名して頂く場合は押印を求めています。ただ、市で申請者の名前入りの申請書を打ち出す場合など、署名が無い場合は押印をしてもらうことがあります。

国で押印廃止の方向性も打ち出されていますので、市でも今後見直していくことになると思います。

【委員】

実印や銀行印なら押す意義が分かりますが、三文判のようなものであれば不要のような気がします。本人確認をしているなら、署名で十分ではないでしょうか。

【事務局】

ご意見として頂戴いたします。

【委員】

通し番号 135 の「生活保護事務」について、外部委託の詳細が追加となっていますが、そもそも委託をする際、個人情報の取り扱いについて取り決めを交わしているものの、個人情報管理の最終責任者は市長になるかと思います。そうであれば、委託先の業者が変わったからといって、毎回登録票の委託先名まで修正する必要はあるのでしょうか。

【事務局】

事務局としては、委託先が変わった時点で登録票も修正すべきだと考えています。

【委員】

業者にデータを渡す時も、収集した項目から一部の項目についてのデータを渡すわけですね。業務を委託するというのに、情報を外部提供するという考え方は違うかと思いますが。

【事務局】

事務自体を委託しているわけなので、外部提供とは区別して扱っています。

【委員】

事務自体を委託しているのであれば、やはり登録票に委託先名まで記載する必要はないような気がします。

【事務局】

外部委託の詳細欄には、「審査判定業務」等、個人情報を扱う業務名が載っていればいいのではないかと、というご意見でしょうか。

【委員】

もし外部委託の詳細を更新しなければ、旧契約先の情報が残ってしまうので、私は契約先が変わればこちらの表記も修正すべきではないかと思います。

【事務局】

委託先名について、実際の契約状況と登録票の内容が違わないよう、ファイル登

録票が常に最新の状態になるよう注意します。

【委員】

Eメールアドレスを収集する機会も増えてきたことと思いますので、ファイル登録票の「記録項目の追加・補足等」にそろそろEメールを追加してはどうかと思いますが。

【事務局】

そうですね。収集項目の欄に追加することにいたします。

【委員】

通し番号263「森林台帳整備事務」について、以前この審議会で話し合ったと思うのですが、林地台帳の事務は農水省か森林組合の代行として行っているため、データを提出した後の個人情報の管理責任は市にはないのではありませんか。

【委員】

同様に、通し番号284「農地台帳関連事務」についても、農業委員会の事務なので個人情報の管理は農業委員会になるのではありませんか。農業委員会は第三者機関なので、そもそも登録票自体も、農業委員会において作成すべきなのは。

【事務局】

農業委員会も実施機関の長は市長になるので、市にも情報を管理する責任があると考えていますが、以前の議事録などを確認し、その結果に基づいて登録票を修正します。

【委員】

通し番号291「農地転用、権利設定事務」の利用状況欄が「修正」で「無→有」となっていますが、これは「追加」とするのが適当ではないですか。

【事務局】

たしかに「無→有」の場合は、修正ではなく追加の方が適当ですね。訂正します。

【委員】

通し番号198の「各種教室事務」のファイル登録票ですが、主な公文書欄に「マタニティクッキング参加者名簿」が追加されています。これは全く新たなファイル登録票ができているということになりませんか。

それとも、マタニティクッキング参加者名簿は「各種教室事務」のファイル登録票の中に含まれているということですか。

【事務局】

「各種教室事務」のファイル登録票の中に含まれているということです。

【委員】

同じ元気づくり課の登録票に、外部提供先として「医療機関」という表現がいくつかありますが、表現が少し曖昧かと思います。他の登録票では、「筑紫医師会」等となっています。

【事務局】

担当課に確認し、適切な表記に訂正します。

議題 2 個人情報ファイル登録票及び目的外利用等記録票の新規作成

資料 2 「地域公共交通活性化協議会事務」

【会長】

それでは資料 2 に入ります。議題 2「個人情報ファイル登録票及び目的外利用等記録票の新規作成」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 2、17 ページをご覧ください。担当課は都市計画課で、ファイルの名称は「地域公共交通活性化協議会事務」です。

太宰府市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定されている法定協議会です。協議会委員の個人情報について管理を行うために個人情報ファイル登録票を新規作成するものです。

本日は都市計画課から前田都市計画係長が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

【会長】

ただ今の説明に対して、質問等はありませんか。

【委員】

法律で協議会の作成が義務付けられているのですね。委員を任命し、日程調整等のために個人番号を保有するということですね。

【委員】

マイナンバーの収集はしなくていいのですか。

【担当課】

年末調整等のために委員から個人番号は収集しますが、個人番号は会計課が管理するため、都市計画課ではその情報は保有しません。ですので、登録票には記載しておりません。

【委員】

分かりました。

【委員】

これも、E-mail が欄外記載になっています。収集項目欄に入れるよう、事務局で検討をお願いします。

議題 3 前回審議会での確認事項について

資料 3 高齢者運転免許証自主返納支援事務

【会長】

それでは議題 3 の「前回審議会での確認案件について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 3、23 ページをご覧ください。担当課は防災安全課で、ファイルの名称は「高齢者運転免許証自主返納支援事務」です。

前回、登録票の新規作成案件でしたが、ファイル登録票の中に、申請書の中にな

い「性別」「国籍・本籍」にチェックが入っているというご指摘について、担当課において確認を行い、チェックは不要であったため、外したものを今回ご報告させていただきます。

【委員】

性別、国籍・本籍については集めていなかったということですね。

【事務局】

そのとおりです。

議題 4 特定個人情報保護評価書 5年に一度の見直しについて

資料 4 特定個人情報保護評価の概要、各評価書

【会長】

それでは、議題 4「特定個人情報保護評価書 5年に一度の見直しについて」、説明をお願いします。

【事務局】

資料 4、25 ページをご覧ください。

特定個人情報保護評価とは、「特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの」です。そういった個人情報の保護に取り組んでいることを地方公共団体自ら宣言し、具体的措置を評価書とすることで国民、住民の信頼を確保することも目的の一つとなっています。

評価の目的、実施主体、対象等はお手元の資料のとおりです。

平成 26 年 4 月に特定個人情報保護評価の制度ができ、太宰府市では平成 27 年に初めて評価書を作成しました。26 ページが評価書の課別の一覧となっています。

特定個人情報保護評価に関する規則第 15 条及び特定個人情報保護評価指針により、直近の公表日から 5 年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることとされており、今年度が見直しの年となりましたので実施したものです。各課において、改めて事務の特性や情報システムの構成等を踏まえ評価書に記載する事務の内容や流れを確認し、リスク及びリスク対策を検討するという意義の見直しをいたしましたのでご報告いたします。

【委員】

この番号法で一番重要なのは、個人番号から芋づる式に情報が流出してしまうのを防ぐということですね。資料 33 ページに「他システムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム」とありますが、そのようなシステムから情報が流出しないよう、対策されているのでしょうか。たとえば各システムを閲覧できる人の階級等は設定されているのでしょうか。

【事務局】

システム管理課である文書情報課が、各システムの利用者の権限を管理・設定し

ています。職員の担当業務以外の情報にはアクセスできないよう制御しています。

【委員】

データにアクセスしようとした人の情報はこういった形で管理しているのですか。

【事務局】

システムを使用する際は、ユーザーID とパスワード、更に静脈認証等の多要素認証を採用しています。また、ログも採取していますので、誰がいつどの情報にアクセスしたか、どのような通信がされたかを把握できるようにしています。

【委員】

利用権限は職責で管理しているのですか、それとも個人ごと設定しているのですか。

【事務局】

個人に対して設定しています。

【委員】

制限等を検討する部署はどこですか。

【事務局】

文書情報課が太宰府市情報セキュリティポリシーに則って管理しています。

【委員】

それでは、先ほどの「他システムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム」の各システムについて、文書情報課で管理しているということですね。33 ページ下段「ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム」とはどういう意味ですか。

【事務局】

住民情報のネットワークにはつながっているが、個人番号にはアクセスできないシステムのことです。

【委員】

このようなシステムは太宰府市の職員が作っているのですか。

【事務局】

いいえ、いわゆるベンダーと呼ばれる業者にシステム構築を委託しています。ただし、システムのアクセス制限等の作業は市の職員で行っています。

【委員】

38 ページにリスク対策の項目があり、各設問に対して「十分である」等の評価がされていますが、これが特定個人情報保護評価の結論ということですか。

【事務局】

ここは特定個人情報の管理についての自己点検報告の欄になります。

【委員】

これは誰が評価するのですか。

【事務局】

評価書を作成する担当部署が自己点検し、文書情報課に報告します。

【委員】

担当課と文書情報課の二重チェックということですね。そしてこれを 5 年に一回実施するということはなかなかの事務量ですね。

【事務局】

根拠法令の見直しや、リスク対策の自己評価等、評価書の見直しにはそれなりの労力が必要ですが、今後も 5 年に一度の見直しに限らず、変更点があれば随時個人情報保護委員会に報告したいと思います。

【委員】

ハッキングされて情報が流出するというリスクもあるわけですね。たとえば権限許可者情報の一覧等を保管しておくのも危険です。

【事務局】

ハッキングのリスクはゼロではないですが、不正アクセスが無いか通信のログをしっかりと残しています。また、権限者情報はシステム管理者しかアクセスできないフォルダで管理しています。

議題 5 その他

【会長】

以上で、本日の議事日程が無事終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

事務局からは、何かありますでしょうか。

【事務局】

本日の審議、ありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては 2 月ごろにさせて頂きたいと思います。日程については事務局から調整の上、ご連絡します。

現委員の任期が今年度までとなっていますので、現委員での審議会は次回が最終になる予定です。現在、委員改選の事務も同時に進めております。

【会長】

これを持ちまして、令和 2 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。